平成２８年（フ）第８３４号
京都市北区大宮南箱ノ井町３番地１　メゾン・ド・バドウ北館102、前住所京都府八幡市男山美桜13番地12　第２ヤマダハイツ207
債務者　梅野　凌輔
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８８２号
京都市伏見区過書町792番地　マルサクマンション２Ｅ号室
債務者　干場己喜雄
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９３３号
京都市中京区壬生御所ノ内町20番地２　コーポ四条２Ａ号室
債務者　戸塚　奈緒
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９３７号
京都市右京区西院西三蔵町28番地９　ウエストハイツ201
債務者　藤永　直美
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４８号
堺市北区金岡町854番地３
債務者　中西　里香
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６６０号
大阪府柏原市大県４丁目16番11号
債務者　青柳　信広
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６９６号
堺市中区深井清水町1828番地２
債務者　薮　　洋子
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７１８号
大阪府藤井寺市藤井寺４丁目11番23―104号
債務者　眞銅冨美代
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８７号
北海道登別市幌別町８丁目７番地３メゾンアイシールド２　201号室
債務者　佐々木伸也
1　決定年月日時　平成28年10月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第２７１号
盛岡市緑が丘４丁目19番30号　メゾンプティフルー106号
債務者　田中芽久美（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第６６号
新潟県糸魚川市大字須沢3069番地
債務者　稲田恵美子
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第２８３号
奈良市西登美ヶ丘２丁目Ｆ４番302号
債務者　柳村　久夫
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３１号
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来3392番地の13
債務者　杉垣運送こと　杉垣　仁士
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２８年（フ）第３７号
和歌山県田辺市明洋１丁目３番７号
債務者　大川　浩史
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２８年（フ）第９１号
香川県綾歌郡宇多津町浜五番丁54番地３（ＲＧプラザ宇多津駅前壱番館403）
債務者　福家久仁子
1　決定年月日時　平成28年10月12日午前10時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第９９号
香川県丸亀市飯山町上法軍寺680番地１　サン・レミールＤ棟204号
債務者　畑　　香里
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第２７３号
沖縄県那覇市牧志２丁目18番27―210号　嘉数ロイヤルマンション
債務者　下地　健矢
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部